



第1号様式（第1条の2、第1条の3関係）

設置
許可証
変更
一般廃棄物処理施設

住 所 山口県宇部市大字妻崎開作1319番地の1

氏 名 株式会社アースクリエイティブ
代表取締役 栗原 和実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、設置 の許可を
~~第9条第1項~~ 変更

受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。

平成30年10月23日

山口県知事 村岡 嗣政



許可の年月日	平成30年10月23日	許可番号	指令廃り対策第17-4号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	(1)施設の種類： ごみ処理施設（破碎施設） (2)廃棄物の種類： 可燃ごみ（動植物性残渣、汚泥、廃油等） 資源ごみ（動植物性残渣、汚泥、廃油等）		
設置場所 （保管場所）	山口県宇部市大字山中字甲石700番17		
処理能力	8.0t/日（8時間）		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		